

令和2・3年度

建設工事入札参加資格審査申請の手引き

公立豊岡病院組合

入札参加資格審査申請をされる皆様へ

1 社会保険加入の要件化

入札参加資格申請は、加入義務のある「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」(以下「社会保険」という。)の全てに加入している必要があります。

入札参加資格審査申請時に提出する総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)の欄」の、全ての社会保険の加入の有無が「有」又は「除外」の時に限り申請を受け付けます。いずれかの社会保険の加入の有無が「無」の場合は、申請を受け付けません。

2 個人情報に記載する申請書等の提出に係る本人の承諾等

申請書等に記載していただく、代表者や職員氏名等の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)は、公立豊岡病院組合の入札契約事務のために収集するものです。

個人情報を記載する申請書等の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てください。

3 入札参加資格者名簿への登載の効果等

審査の結果、入札参加資格を有すると認めた場合は、入札参加資格者名簿に登載します。

なお、これによって入札参加機会が約束されるものではありません。

4 虚偽申請等の取扱い

入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。

目 次

第1	入札参加資格審査申請を受け付ける工事等の種別	1
第2	申請に係る受付期間及び場所等	2
第3	入札参加資格審査申請を受け付けない者	3
第4	入札参加資格審査申請書提出要領	4
1	提出書類	4
2	提出に係る注意点	5
第5	入札参加資格審査申請書記載要領	6
1	建設工事の一般競争・指名競争入札	6
(1)	一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書（建設工事）【様式①】	6
(2)	工事経歴書【様式②】	7
(3)	営業所調書（建設工事）【様式③】	7
(4)	完成工事高表【様式④】	8
(5)	業態調書【様式⑤】	10
第6	変更届及び入札参加資格の承継	11
1	変更届について	11
2	入札参加資格の承継について	12

第1 入札参加資格審査申請を受け付ける工事等の種別

受付する工事（入札参加を希望する工事）	
工事の種別	種別の分類
建築一式工事	木造建築工事、鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事、コンクリートブロック建築工事、プレハブ建築工事
電気工事	建築電気設備工事、建設電気設備工事、受変電設備工事、外線工事（交通信号設備、ネオン装置工事を含む）
管工事	《配管工事》 給排水衛生設備工事、ガス管配管工事、厨房設備工事 《冷暖房・空調工事》 冷暖房設備工事、空気調和設備工事 《浄化槽工事》※ 合併処理浄化槽工事、単独処理浄化槽工事
電気通信工事	テレビ電波障害防除設備工事、映像・音響・拡声設備工事、電話・情報通信設備工事
消防施設工事	消火設備工事、警報設備工事、避難設備工事、消火活動上必要な施設
解体工事	建築物解体除去工事

※浄化槽工事については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく工事業者の兵庫県知事への届出がされていることが必要です。

第2 申請に係る受付期間及び場所等

1 令和2・3年度分の受付について

(1) 受付期間 令和2年2月1日(土)～2月26日(水)(土・日曜日及び祝日を除く。)

※受付済の申請書に補正指示があった場合は、5日以内に補正や不足書類の提出等を行ってください。補正や不足書類の提出等がなかった場合は、受付を取り消します。

※期間経過後の申請は受付できません。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時(正午から午後1時を除く。)

(3) 受付場所 公立豊岡病院組合統轄管理事務所総務部出納室

〒668-8501 兵庫県豊岡市戸牧1094番地

電話 0796-22-6111(内線2106、2110)

※申請書類一式を持参又は郵送してください。【必着】

2 入札参加資格者名簿への登載について

(1) 今回申請された方の入札参加資格の有効期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。

(2) 経営事項審査について

①経営事項審査の受審の必要性

建設工事の入札参加資格審査を申請される方は、毎年決算確定後、速やかに建設業法に基づく経営事項審査(以下「経審」という。)を受けるとともに、総合評定値通知書の交付を受けることが必要です。

②有効な総合評定値通知書の必要性

名簿に登載されるためには、入札参加資格審査の申請時に、申請者が審査基準日(決算日)から1年7か月以内の有効な経審の総合評定値通知書を有していることが必要です。

なお、申請を希望する工種に対応する総合評定値通知書の平均工事高が0円の場合は、その工種の申請はできません。

③申請後に建設業許可番号が変更された場合

申請後に建設業の許可番号が変更(単なる許可の更新を除く。)された場合等には、変更後の許可番号に係る総合評定値通知書を取得し、申請要領記載の変更届の手続きをしてください。

④申請後に新たな総合評定値通知書の交付を受けた場合

ア 入札参加資格審査の申請先への手続き

入札参加資格審査申請後、新たな総合評定値通知書の交付を受けた場合(建設業の許可の変更を伴う場合等は除く。)、入札参加資格審査の申請先に写しを提出してください。

イ 一般競争入札等に参加する場合の手続き

一般競争入札等の参加に当たっては、経審の有効期間、経審を受けた建設工事の種類その他の事項を確認するため、入札参加者は、発注者に総合評定値通知書の写しを提出する必要があります。

詳細は、個別の入札公告等をご覧ください。

3 その他

- (1) 申請書を提出後に変更が生じたときは、令和2年4月以降に変更届を提出してください。変更届の詳細については、「第6 変更届及び入札参加の承継」をご覧ください。
- (2) 将来、建設工事入札参加資格者名簿の登載内容のうち、登録者の商号、所在地、登録業種が公表されることがありますのでご了承のうえ申請願います。
- (3) 受付した書類は、原則として返却できませんので、ご了承願います。
- (4) 公立豊岡病院組合立病院に、社員及びその家族の治療費等の滞納が確認され、所定の手続きを経て入金されない場合は、文書にて通知のうえ登録を削除することがあります。

第3 入札参加資格審査申請を受け付けない者

- 1 契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 4 公立豊岡病院組合との契約に関して地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者
- 5 4に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 6 入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 7 消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者
災害等により国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きます。
- 8 添付書類不備、印鑑押印もれ等、必要な書類が整っていない者
- 9 建設業法による建設業の許可を受けていない者
- 10 建設業法による有効な総合評定値通知書を有していない者
総合評定値通知書は審査基準日（決算日）から1年7か月以内のものでなければ有効ではありません。また、今後公立豊岡病院組合と契約する時点においても、必ず有効な総合評定値通知書を有していなければなりません。
- 11 申請を希望する工種に対応する総合評定値通知書の年間平均完成工事高が0円の者
- 12 入札参加申請を受付する工事及び業務の種類に該当しない業種を申請した者
- 13 入札参加資格審査申請時に提出する総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）の欄」の、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」のいずれか1つでも「無」となっている者

第4 入札参加資格審査申請書提出要領

1 提出書類

※公立豊岡病院組合様式は、ホームページからダウンロードできます。

[\(http://www.toyookahp-kumiai.or.jp/\)](http://www.toyookahp-kumiai.or.jp/)

(1) 建設工事の一般競争・指名競争入札

建設工事（土木工事及び建築工事の総称）の一般競争・指名競争入札については、次の様式により受付します。

①一般競争・指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事）【様式①】

②経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写し）

ア 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し。なお、総合評定値通知書は入札参加資格審査申請日時点で有効なもの（審査基準日が申請日前1年7か月以内）が必要です。

イ 有効な複数の総合評定値通知書を受領している場合は、直近のものを使用してください。

ウ なお、「その他の審査項目（社会性等）の欄」の、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」のいずれか1つでも「無」となっている場合は、入札参加資格申請の受付はできません。

③工事経歴書【様式②】

公立豊岡病院組合様式と同じ項目が記入されていれば、他の既存資料を使用してもかまいません。（例：経営事項審査申請時等に提出する工事経歴書に工事概要を追加したもの）

④営業所調書（建設工事）【様式③】

⑤完成工事高表【様式④】

⑥業態調書【様式⑤】

⑦建設業許可申請書等（写し）

以下のア、イ及びウ全て必須です。

ア 建設業許可申請書（様式第1号）の写しで、許可行政庁の受付印のあるもの

イ 営業所一覧表（別紙2）の写し

ウ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し

⑧建設業退職金共済事業加入・履行証明願（写し）

⑨納税証明書（写し）

税務署が発行する納税証明書（証明年月日が申請日以前3か月以内のもの・写し）を、次により提出してください。

ア 法人の場合

納税証明書（その3の3）法人税と消費税及地方消費税

イ 個人の場合

納税証明書（その3の2）申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税

（注1）免税又は非課税業者の方も申請すれば納税証明書が交付されます。

（注2）納税証明書は、本社（店）を管轄する税務署において1通400円で発行しています（オンライン請求の場合は370円。）。

⑩商業登記簿謄本（法人の場合、写し）又は身分証明書（個人の場合、写し）

証明年月日が申請日以前3か月以内のもの。

⑪使用印鑑届【様式】

⑫委任状（代理人を選任する場合）【様式】

※必ず「3 委任期間」を記入してください。

⑬障害者雇用状況報告書（写し）

公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し

（原則として、職業安定所の令和元年の受付印のあるものの写し、電子申請の場合は申請の際の書類控え）

※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく身体障害者もしくは知的障害者の雇用状況の報告義務がある事業者のみ提出すること。

※受付印がない場合、その理由（「報告書を郵送したため」など）を記載した付箋等を報告書の写しに貼り付けてください。

⑭入札参加資格審査申請書提出書類一覧表兼表紙【様式】

申請者確認欄に「○」を記入してください。

⑮受領書【様式】

受領書が必要な場合は提出してください。

商号又は名称欄を記入してください。（太枠内）

郵送の場合は、返信用封筒に返信用切手を貼り郵便番号、所在地、商号又は名称を記載したものを必ず同封して下さい。返信用封筒が無いものは受領書の送付は致しません。

2 提出に係る注意点

- (1) 障害者雇用状況報告書等の提出がない場合は、該当なしとして取り扱います。
- (2) 申請書と添付書類はA4フラットファイルに、前項「1 提出書類」の⑭を表紙とし、①～⑬の書類を番号順に綴じ込み、インデックスで見出しを付けてください。⑮はインデックスを付けず、一番上に綴じてください。また、背表紙に商号又は名称を記載してください。
- (3) 申請書等の内容を誤って記入したときは、再度様式をダウンロードし記入し直してください。
- (4) 受付期間後半の混雑を緩和するため、早期提出にご協力ください。また、申請書類等に不備があり再提出する場合も必ず受付期間内に提出する必要がありますのでご注意願います。

第5 入札参加資格審査申請書記載要領

申請書等の記入は、直接入力するか、手書きの場合は黒のボールペンを使用し、明確に記入してください。

1 建設工事の一般競争・指名競争入札

(1) 一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書（建設工事）【様式①】

① 「01 1 新規/2 更新」欄

・該当する申請区分の番号に「○」を付けてください。

② 「申請者」欄

・申請者は、本店（本社）の代表者とし、本店（本社）の所在地、商号又は名称、代表者名を記入してください。印鑑は代表者の実印を押印してください。

③ 「02 郵便番号」欄

・本店所在地の郵便番号を記入してください。

④ 「03 住所」欄

・都道府県名から記入してください。
・「丁目」及び「番地」の文字は、「-」（ハイフン）に置き換え、省略してください。

⑤ 「04 商号又は名称」欄

・「株式会社」等法人の種類を表す文字については、必ず下表の略号を用いて記入してください。
※「その他」の場合は、各々の法人の種類を表す略号を用いて記入してください。
・ふりがな欄はひらがなで記入してください（以下、同じ。）。ただし、略号にふりがなは不要です。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	一般財団 法人	公益財団 法人	一般社団 法人	公益社団 法人	その他
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	※

⑥ 「05 法人・個人の区分」欄

・該当する欄に「○」を記入してください。

⑦ 「06 代表者氏名」欄

・氏名（ふりがなを含む。）は、姓と名との間を1文字空けてください。

⑧ 「07 担当者氏名」、「08 担当者メールアドレス」、「09 担当者電話番号」及び「10 担当者FAX番号」欄

・申請内容について問い合わせる場合がありますので、説明できる申請事務担当者の方を記入してください。
・氏名（ふりがなを含む）は、姓と名との間を1文字空けてください。
・市外局番、市内局番及び番号については、「-」（ハイフン）」で区切って記入してください。

⑨ 「行政書士等代理人欄」

・行政書士等代理人が申請書を作成等した場合は、行政書士等代理人の氏名及び連絡先を記入し、押印してください。

(2) **工事経歴書【様式②】**

- ①入札参加を希望する工事の種別についてのみ作成してください。
- ②総合評定値通知書の年間平均完成工事高に含まれる工事のうち、完成工事高表(様式④)の「1件当たりの最高金額」欄に記載した工事(必ず記入すること)及び主な工事について、「工事の種別」、「注文者」、「元請又は下請の区分」、「工事名」、「工事概要」、「工事場所のある市区町名」、「請負代金の額(消費税を除く.)」、「着工年月」及び「完成又は完成予定年月」を該当欄ごとに記入してください。
- ③工事経歴書に複数の工事を記載される方は、完成工事高表の「1件当たりの最高金額」欄に記載した工事がどれか判別できるように○印を付けてください。
- ④工事概要の欄は、「鉄筋鉄骨○階建工事」等簡単に記入してください。
- ⑤工事経歴書については、様式と同様の内容が記載されており、かつ完成工事高表の「1件当たりの最高金額」欄に記入した工事が記載されていれば、他の既存資料でもかまいません。

(3) **営業所調書(建設工事)【様式③】**

- ①申請日現在で作成してください。
- ②「本社、支店、営業所等名称」欄(上欄)、「代表者又は受任者」欄(下欄)
 - ・上欄には、申請を希望する工事の種類について、公立豊岡病院組合と常時契約の締結が可能で、かつ締結を希望する本店、支店、営業所等の名称を記入し、下欄には代表者又は受任者名を記入してください。最大4つまで記入できます。
 - ・営業所調書に記入する本店、支店、営業所等には、入札参加を希望する工種に対応する建設業許可が必要です。契約の締結権限のない単なる連絡所等は登録できません。
 - ・「代表者又は受任者」氏名は、姓と名の間を1文字空けてください。
 - ・本店を登録する場合は、必ず番号1の欄には本店を記入し、番号2以降に支店、営業所等を記入してください。
 - ・本店の中の事業部長でしか契約を締結しないような場合には、上欄に事業部名を記入し、下欄に事業部長名を記入してください。
 - ・代表者又は受任者は、他の支店、営業所等の受任者を兼ねることはできません。
- ③「所在地」欄
 - ・都道府県名から記入してください。
 - ・「丁目」及び「番地」の文字は、「-」(ハイフン)に置き換え、省略してください。
- ④「電話・FAX番号」欄
 - ・上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記入し、市外局番、市内局番及び番号は「-」(ハイフン)で区切ってください。
- ⑥「許可を受けた建設業の種類」欄
 - ・「本社、支店、営業所等名称」欄に記載した本店、支店、営業所等が許可を受けている建設業の種類の場合、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。
 - (02=建築工事業, 08=電気工事業, 09=管工事業, 22=電気通信工事業, 27=消防施設工事業, 29=解体工事業)

⑦「メールアドレス」欄

- ・当該営業所等へ連絡する際のメールアドレスがあれば、正確に記入してください。

(4) **完成工事高表【様式④】**

年間完成工事高等を記入してください。入札参加資格審査申請した工種及び入札参加を希望しない工種の年間完成工事高は、合算してその他欄に記入し、合計欄を総合評定値通知書と一致させてください。

①「入札参加を希望する工事の種別」欄

- ・入札参加を希望する工事の種別に、「○」を記入してください。

②「A 年間平均完成工事高」欄

- ・1～6 の欄には、入札参加を希望する工事の種別についてのみ、総合評定値通知書の年間平均完成工事高（2年又は3年の平均完成工事高（以下、同じ。）欄の金額になります。）を記入してください。総合評定値通知書の年間平均完成工事高が「0」の工事種別は、入札参加を希望できません。
- ・入札参加を希望しない工事及び1～6 の欄に区分できない工事の年間平均完成工事高は、「その他」欄に合算して記入し、「合計」欄が、総合評定値通知書の「2年又は3年平均」の完成工事高合計と一致するようにしてください。なお、総合評定値通知書の合計欄は、千円未満の金額も反映していることから、合計金額に1～3千円程度、差が生じる場合がありますが、この場合は、修正する必要はありません。
- ・入札参加を希望しない工事の種別の欄は、何も記入しないでください（0も記入しない。）。

③「Aのうち公立豊岡病院組合との実績」欄

- ・「A 年間平均完成工事高」欄に記入した年間平均完成工事高のうち、公立豊岡病院組合と契約した元請工事の年間平均完成工事高を記入してください。公立豊岡病院組合との元請工事の契約金額を2年又は3年で除して求めた金額であり、契約金額の合計ではありませんのでご注意ください。
- ・JVで受注した工事については、受注額をJVの出資比率で按分した金額を記入してください。
- ・実績がない場合は、「0」を記入してください。なお、空白の場合は実績がないものとみなします。

④「Aのうちその他の官公庁との実績」欄

- ・「A 年間平均完成工事高」欄に記入した年間平均完成工事高のうち、国、地方公共団体、公団等（法人税法別表第一に掲げる公共法人と建設業法施行規則第17条の2及び第18条に規定される法人に限る。）、公立豊岡病院組合以外の官公庁（以下、「その他の官公庁」という。）と契約した元請工事の年間平均完成工事高を記入してください。その他の官公庁との元請工事の契約金額を2年又は3年で除して求めた金額であり、契約金額の合計ではありませんのでご注意ください。
- ・JVで受注した工事については、受注額をJVの出資比率で按分した金額を記入してください。
- ・実績がない場合は、「0」を記入してください。なお、空白の場合は実績がないものとみなします。

⑤「A 年間平均完成工事高」の「1 件当たりの最高金額」欄

ア 「A 年間平均完成工事高」欄に記入した年間平均完成工事高に含まれる工事のうち、1 件当たり最高の契約金額を記入してください。

2年又は3年で除した金額ではなく、契約金額を入力してください。

イ 上段に記入した「A 年間平均完成工事高」の金額と、次の関係が成立していることを確認してください。

(2年平均の場合) ①「A 年間平均完成工事高」 \geq ④「1 件当たり最高金額」 $\times 1/2$

(3年平均の場合) ①「A 年間平均完成工事高」 \geq ④「1 件当たり最高金額」 $\times 1/3$

ウ この欄に記入した工事は、必ず工事経歴書に記入し、判別できるように（例えば○印を付けるなど）してください。

⑥「Aのうち公立豊岡病院組合との実績」の「1 件当たりの最高金額」欄

ア 「Aのうち公立豊岡病院組合との実績」欄に記入した年間平均完成工事高に含まれる工事のうち、1 件当たり最高の契約金額を記入してください。

2年又は3年で除した金額ではなく、契約金額を入力してください。

イ 上段に記入した「Aのうち公立豊岡病院組合との実績」の金額と、次の関係が成立していることを確認してください。

(2年平均の場合) ①「Aのうち公立豊岡病院組合との実績」 \geq ④「1 件当たり最高金額」 $\times 1/2$

(3年平均の場合) ①「Aのうち公立豊岡病院組合との実績」 \geq ④「1 件当たり最高金額」 $\times 1/3$

ウ この欄に記入した工事は、必ず工事経歴書に記入し、判別できるように（例えば○印を付けるなど）してください。

⑦「Aのうちその他の官公庁との実績」の「1 件当たりの最高金額」欄

ア 「Aのうちその他の官公庁との実績」欄に記入した年間平均完成工事高に含まれる工事のうち、1 件当たり最高の契約金額を記入してください。

2年又は3年で除した金額ではなく、契約金額を入力してください。

イ 上段に記入した「Aのうちその他の官公庁との実績」の金額と、次の関係が成立していることを確認してください。

(2年平均の場合) ①「Aのうちその他の官公庁との実績」 \geq ④「1 件当たり最高金額」 $\times 1/2$

(3年平均の場合) ①「Aのうちその他の官公庁との実績」 \geq ④「1 件当たり最高金額」 $\times 1/3$

ウ この欄に記入した工事については、必ず工事経歴書に記入し、判別できるように（例えば○印を付けるなど）してください。

⑧「その他」欄

- ・総合評定通知書の「2年又は3年平均」の年間平均完成工事高のうち入札参加を希望しない工事及び1～6の欄に区分できない工種に係る金額を合算して記入してください。
- ・その他の工事の完成工事高には、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント業務等）及び物品の販売等の兼業売上高は含みません。

⑨「合計」欄

- ・入札参加を希望する工事の年間平均完成工事高及び「その他」欄の年間平均完成工事高の合計を記入してください。
- ・この欄の金額は、総合評定値通知書の2年又は3年の平均完成工事高合計と一致します。なお、総合評定値通知書の合計欄は、千円未満の金額も反映していることから、合計金額に1～3千円程度、差が生じる場合がありますが、この場合は、修正する必要はありません。

⑩「監理技術者数」欄

- ・総合評定値通知書に記載された「1級・2級・その他」の技術職員数のうち、入札参加を希望する工事種別に対応する監理技術者資格者証の交付を受けた者の人数を記入してください。同一の工事種別において、監理技術者と主任技術者の重複はできません。
- ・複数工種の資格保有者の重複記入はかまいませんが、合計欄には1～6の工種に係る実人数を記入してください。そのため、1～6を合算した人数と合計欄の実人数とは、必ずしも一致しません。

⑪「主任技術者数」欄

- ・総合評定値通知書に記載された「1級・2級・その他」の技術職員数のうち、入札参加を希望する工事種別に対応する監理技術者以外の技術者の人数を記入してください。(同一の工事種別において、監理技術者と主任技術者の重複はできません。)
- ・複数工種の資格保有者の重複記入はかまいませんが、合計欄には1～6の業種に係る実人数を記入してください。そのため、1～6を合算した人数と合計欄の実人数とは、必ずしも一致しません。

(参考) 監理技術者と主任技術者

- ①公共性のある工作物に関する重要な工事(個人住宅等を除き、発注者が民間であるものを含め、マンションや事務所の建設工事を含む。)で工事1件の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上であるものを施工しようとする場合には、工事現場ごとに、専任の主任技術者又は監理技術者を設置しなければならないこととなっています。
- ②国、地方公共団体等が発注する工事の現場に専任で設置しなければならない監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者のうちから選任しなければならないこととなっています。

(5) **業態調書【様式⑤】**

「1 希望する工事の内容及び機器等の状況調べ」

- ①「(1)電気工事」欄～「(4)消防施設工事」欄(当該工事を希望する方は必ず記入してください。)

登録を希望する工事の下欄に、希望順位を数字で「1」から記入してください。希望しない工事の欄には「0」を記入してください。

- ②「届出番号」、「届出受理年月日」の欄(浄化槽工事を希望する方は必ず記入してください。) 浄化槽法に基づく工事業者の兵庫県知事への届出がなされていない場合は、浄化槽工事を希望できません。

第6 変更届及び入札参加資格の承継

1 変更届について

入札参加資格審査申請後、次の「(1) 届出が必要な事項」に申請内容に変更が生じたときは、次の入札参加資格審査申請書変更届（様式）を提出してください。

(1) 届出が必要な事項

- ①商号又は名称の変更
- ②支店又は営業所の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス等の変更
- ③代表者又は受任者の変更
- ④使用印鑑の変更
- ⑤営業を廃止した場合
- ⑥資格の承継があった場合（会社の合併、営業譲渡、個人の相続、個人から法人への組織変更等）
- ⑦建設業の許可区分等の変更（単なる許可の更新の場合は届出不要）
 - ア 知事許可から大臣許可（又は大臣許可から知事許可）に変更となった場合
 - イ 一般建設業から特定建設業（又は特定建設業から一般建設業）に変更となった場合
 - ウ 許可業種が変更となった場合
- ⑧入札参加資格申請の取り下げを希望する場合

(2) 届出が必要な書類

- ①公立豊岡病院組合入札参加資格審査申請書変更届
 - ②委任状（既提出内容に変更がある場合）
 - ③使用印鑑届（既提出内容に変更がある場合）
 - ④承継内容の判る資料（資格の承継の場合）
 - 例）・合併契約書の写し
 - ・債権債務譲渡契約書の写し
 - ・株主総会の議事録の写し
 - ・定款の写し ほか
- ※) 変更事項が確認できる書類（登記簿謄本・建設業許可の変更届等）を添付してください。
- ※) 本店等の代表者（支店、営業所は不可）名義で届出をしてください。

(3) 届出が不要な事項

- ①資本金等の増額又は減額
- ②代表者以外の役員の変更（公立豊岡病院組合と契約する営業所の代表者又は受任者の場合は必要）
- ③公立豊岡病院組合との取引に関係のない支店等に係る変更

(4) 次の場合は、事前に公立豊岡病院組合総務部出納室に照会してください。

- ①営業を休止又は廃止したいとき
- ②その他、判断しがたいとき

2 入札参加資格の承継について

競争入札に参加することができる者で、その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人及び被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者にあつては、別添の入札参加資格承継申請書にその他必要書類を添えて申請してください。

①個人が死亡したときは、その相続人

②個人が法人を設立したときは、その法人

③法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人

また、建設工事にあつては、資格を承継した者が有効な総合評定値通知書を有していなければ、公立豊岡病院組合と契約を締結することができませんので注意してください。